

住民監査請求に基づく監査の結果について

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年7月11日付けで請求のあった住民監査請求について、同条第5項及び朝来市監査基準第24条の規定により監査を行った結果を別紙のとおり公表する。

令和6年9月10日

朝来市監査委員 清 田 牧 男
同 水 田 文 夫

- 1 監査の対象
政務活動費の支払いに関する住民監査請求
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
朝来市和田山町東谷213番地1（朝来市役所本庁舎本館4階）
朝来市行政委員会事務局
電話 079-672-3302（直通）

第1 請求人

住所

氏名

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

政務活動費に関する判例（東京高等裁判所・平成25年（行コ）第167号事件・平成25年9月19日判決）では、「政治にかかわる者としての見識を深めるなどということは、前記の研修目的や『県政にかかる分野及びこれに関連する分野について、海外事情の調査、研修』をすることはおよそ関係がないことはもとより、仮に、極めて広い意味において政治家としての意欲の向上に繋がるものであるとしても、それは、政治家としての研鑽という分野に属することであって、決して公の費用をもって行うべきではなく、自費で行うべきである。」とされ、兵庫県議会の「政務活動費の手引き」においても引用されている。

令和5年度朝来市議会会派「自由倶楽部」の政務活動費支出に関し、同会派が実施した令和5年11月6日から11日の宮崎県及び鹿児島県での視察の内、一部において単に立ち寄った程度の活動内容で、行政報告もなされていないなど視察の要件を満たしていないにも関わらず、不要な支出がなされている。

不適切な視察が実施された結果、宿泊数が延びた宿泊費及び移動距離が延びた自動車使用料の合計額28,194円の不必要支出額について、朝来市長に対し返還請求を行うよう求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和6年7月11日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和6年7月12日から同年9月5日まで

2 監査の対象部署

議会事務局

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和6年8月1日に請求人の陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほか証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述及び証拠提出

令和6年8月8日に議会事務局職員の陳述を聴取した。市長から弁明書、証拠書類及び関係帳簿の提出が7月26日であった。

5 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1)関係法令

政務活動費の交付に関する主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 朝来市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

イ 朝来市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

ウ 政務活動費の収支報告書に関する内規（以下「内規」という。）

(2)事実関係の確認

本件請求に関し、次に掲げる事実関係を確認した。

ア 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付されているが、上記の条例、規則、内規においては、視察先の追加に特に制限はなく、調査対象となる活動範囲についての制限付けもされていない。また、請求人が参考資料として提出した兵庫県議会のような詳細な政務活動費の手引きは作成されていない。

イ 政務活動費の成果に関する活動報告書（以下「活動報告書」という。）の記載内容の確認の考え方について聴取した。その結果、活動報告書の様式を作成する際、会派代表者会において既に議論がなされており、各会派が責任を持って作成した活動報告書の全てをホームページで公開しているので、議会事務局が記載内容の適否などを判断することはなく、後は市民の判断に委ねられているのが実態であることを、確認した。

ウ 先進地への視察における全国的なルールとして、議員から議会事務局に視察希望の申し出を受け、朝来市から視察先自治体の議会事務局へ連絡を取り、当該議会事務局を通じて担当課に確認、了解を得たうえで視察を実施することとされており、今回の視察においても、このルールに基づき視察が実施されていることを確認した。

また、複数日に渡る視察で複数の自治体に行く場合、相手先の都合により日程を上手く組めない場合もあり、日程上に空き時間ができた場合において名所旧跡等に立ち寄ることはあるが、それは社会通念上許される範囲において、議員のモラルの中で対応していることを確認した。

エ 活動報告書の作成範囲の考え方として、活動報告書にどこまで記載が必要か確認すると、基本的にはメインの視察先については、全て視察状況や評価等を記載していることを確認した。

今回の自由倶楽部の視察日程で、前述ウのルールに基づき視察が実施された箇所を確認すると、11月7日の西都市役所と11月8日の綾町役場、11月9日の志布志市役所の3ヶ所であった。

しかしながら、弁明書及びホームページで公表されている自由倶楽部の視察における活動報告書には、11月8日の綾町の視察についての活動報告がないことを確認すると、綾町の視察に係る報告部分のページが落丁していることが判明した。

オ 本件請求の根本となった政務活動費に係る活動報告書について、前述エに記載のとおり活動報告書の中の行政視察報告書が1ページ落丁しており、その部分の資料の追加提出が8月9日に行われた。また、活動報告書への受付印の押印漏れも併せて判明し、その部分の資料の差し替えも行われた。

(3) 監査委員の判断

本件請求に関する令和5年度朝来市議会会派「自由倶楽部」に対する政務活動費については、収支報告書及び活動報告書に関して、条例及び規則、内規に基づき適正に作成され議長に対して提出されていたが、議会事務局の事務処理誤りにより必要な対応が取られていなかったと認められる。

請求人は、判例及び兵庫県議会の政務活動費の手引きを引用し、自由倶楽部が実施した令和5年11月6日から11月11日までの宮崎県及び鹿児島県への行政視察について、不適切な視察による不要な支出があったと主張するが、そもそも市の条例、規則及び内規においては、調査研究費の対象となる活動範囲等について詳細には定められておらず、現状の決まりを逸脱した不適切な視察であったとは認められない。

また、前述のとおり今回の行政視察は不適切な視察とまでは認められないため、不要な支出が発生したとは言えないが、判例（最高裁判所・平成29年（行ヒ）第404号事件・平成30年11月16日判決）では、条例等において「政務調査費及び政務活動費につき、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費等を交付すべきものとは定めておらず、年度ごとに行われる決定に基づき月ごとに一定額を交付し、年度ごとに収支報告を行うこととされ、その返還に関して当該年度における交付額から用途基準に適合した支出の総額を控除して残余がある場合にはこれを返還しなければならない旨の定めがある」場合には、「条例等に基づいて交付された政務活動費等について、その収支報告書上の支出の一部が実際に存在しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び用途基準に適合しないもの

の額を控除した額が政務活動費等の交付額を下回ることをしない場合には、当該政務活動費等の交付を受けた会派又は議員は、不当利得返還義務を負わない。」と判示している。

朝来市の条例においても、第8条で「会派は、交付を受けた政務活動費の総額から政務活動に必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余額に相当する政務活動費を返還しなければならない。」と定めている。

本請求において、請求人が不要な支出とする28,194円が認められたとしても、自由倶楽部が政務活動費として支出した金額は442,086円で、市が自由倶楽部に交付した政務活動費390,000円と比較しても、52,086円を超過しているので返還は生じない。このことから、政務活動費を返還請求しない違法な怠る行為とは認めることはできない。

したがって、本件政務活動費の交付は、違法又は不当な公金の支出であるとは言えない。

よって、本請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

第6 監査委員意見

政務活動費は地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため制度化されたが、一方で政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その用途について十分に熟慮する必要があると考える。また、議会事務局においては、議長に提出される書類を議長に代わって確認する場合は、慎重かつ丁寧な対応が求められることを留意願いたい。

朝来市においては、兵庫県や他自治体に見られるように、詳細な事項まで定めた「政務活動費の手引き」等は作成していない。また、条例等に基づき政務活動費の内容確認が行われているが、現況を確認すると条例第10条に定めている、用途の透明性の確保に努められているか、たいへん疑問に思う。

朝来市議会は現状を良しとせず、市民に対しての説明責任をこれまで以上に果たすためにも、政務活動費の用途等について他自治体の取組みを参考とし、「政務活動費の手引き」等の整備を検討されたい。